

●香川県公告第百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により、法第五条第一項の規定によりなされた届出に対して意見を述べたので、法第八条第六項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年二月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社フジ

愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

二 大規模小売店舗の名称及び所在地

パルティ・フジ十川ショッピングセンター

高松市十川西町字露尾六五五番地一ほか

三 届出年月日

平成十三年六月十四日

四 意見の概要

- 1 本件店舗計画区域を分断する形で市道十川西町十七号線（以下単に「市道」という。）が存在するので、本件届出に係る建物を市道により二分し、各建物について法第八条第七項の規定に基づく変更届出を行うこと。
- 2 駐車場については、市道敷に計画されている駐車区画が存するので、駐車場計画の変更を行うとともに、市道における通行の安全と円滑の確保を図るための具体的方策を明らかにすること。
- 3 駐車場の出入口のうち県道高松長尾大内線（バイパス）側に計画されている三箇所については、近接して駐車区画が計画されており、各出入口で出入車両が交錯して混雑し、当該県道側に渋滞を発生させるおそれがあるので、当該出入口周辺における渋滞防止のための具体的方策を明らかにすること。
- 4 駐輪場については、自転車及びバイクの利用の実態を考慮して、各棟ごとに、予測される利用台数を収容できるものを設置すること。
- 5 来店者が徒歩で各棟間を移動する場合の通行の安全の確保を図るため、適切な誘導措置を講じること。
- 6 2の駐車場計画の変更に当たっては、3、4及び5についても十分考慮し、指針（平成十一年通商産業省告示第三百七十五号をいう。）に基づき算定した駐車場の収容台数を確保すること。

五 意見を述べた日

平成十四年二月 日

六 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部商工政策課

高松市役所産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十四年二月二十二日（金曜日）から同年三月二十二日（金曜日）まで